

被害者参加制度における民間支援団体の役割

第 10 回犯罪被害者支援京都フォーラムが、1 月 30 日（土）午後、京都市内の平安会館にて、会場いっぱいに 100 名を超える聴衆の中で開催された。

平成 20 年 12 月 刑事裁判において被害者参加制度が施行され一年が経過した。

この制度を利用されたご遺族は、法廷のバーの中でどのような気持ちで被告人と向き合われたのか、また制度が施行される以前の被害者は、どのような思いで新しい制度を見られるのか、或いは弁護士や検察官がどのように裁判に臨まれたのか、各氏がパネリストとして参加され制度の意義や問題点を巡って議論した。

京都地方検察庁の奥谷検事は、「被害者が安心して参加できるのは、身近で寄り添うセンターがあってこそ」と言われた。

制度施行以前に妻を殺されたご遺族は「事件については何も知らされないまま裁判が始まり、支援もなく夢中で傍聴した」が控訴審は傍聴支援を受け「精神的に楽になった」と話された。父親を殺され被害者参加したご遺族は、法廷で、何故父を殺したか、被告人に直接質問し量刑に関する意見を述べたことを挙げ「できるだけ事は父にしてあげられた」が、被告人に反省の態度が見られないことに空しさが残る、と心情を述べられた。

京都弁護士会の細川弁護士は、「センターと連携をとり、より良い支援を模索したい」と話された。

当センターの山下副理事長は、「裁判員制度で被害者が意見を言う負担は大きくなっている。新制度を理解しながら支援を続けたい」と述べた。

会場からは、「T A V 交通死被害者の会」のご遺族から、交通事故死における二次被害や量刑の問題、被害者参加制度ができて変化してきたこと、「少年犯罪被害当事者の会」のご遺族からは、制度をどのように運用していくか、また民間支援団体の存在が大きなものであるという意見や質問が寄せられた。

最後に、大谷理事長の閉会の挨拶「私どもは勇気を持って、或いは少し自信を持って民間支援団体の役割を果たそうと思う」という言葉で終了した。



●●● 支援活動状況 ●●●

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
電話相談	36	38	40	33	32	51	51	39	50	42	31	42	485
面接相談	8	6	7	8	6	7	8	7	9	11	7	11	95
直接支援	22	29	27	16	23	31	25	31	31	22	27	43	327



近畿2府4県から 40 数名が集い、熱気！ 全国被害者支援ネットワーク近畿ブロック研修会

7月11日、12日に行われたブロック研修に続き、2月20日、21日、Bプログラム案によるブロック研修会を開催した。

すでに行われていた初心者向けプログラムをAとすると、中・上級研修を目指すBプログラムは、すでにたくさんの経験をもつ支援員を対象としたものである。この点についてブロック各センターは十分な同意をしているだけでなく、近場で行われる研修であればこそ多くの人達が参加したい、との希望が出ていたものである。

今回は、ネットワーク指定の枠組みから選び全体のプログラムを作り上げていったもので、対人援助や事例検討、支援員育成技術その他制度や法律等、必要と思われるものを組み立てて行った。

独自プログラムとして21日に行った「社会人のボランティア参加～それぞれの関わり方」が好評で、社会人として、公務員、企業で働く或るいは、司法書士事務所を経営する若い男性ボランティアとして仕事を



持つ3名が当センターにどのように関わっているか、その心情を披露してくださることは、大いに今後の依りどころとなっていくものであった。

プログラム趣旨に沿って約40名の参加者は真剣に、和気藹々と学習を進め22年度兵庫での再会を約束した。

研修だより

10/21 事例検討会
10/30 カウンセリングと電話相談
12/21 ロールプレイ研修
12/25 ロールプレイ研修
1/23 ロールプレイ研修
1/30 フォーラム「被害者参加制度と民間支援団体の役割」

2/3 ロールプレイ研修
2/20・21 近畿ブロック研修会
3/24 今年度の支援のまとめと新年度の研修計画

4月以降は、月例研修、11期生のロールプレイ研修・見学実習、12期生の期別研修等を進めていく予定である。

講師派遣をしています

今年度も、いろいろなところに招かれ被害者の心情や支援活動についてなど、話をする機会があった。理事、ボランティア、事務局メンバーがさせてもらっている。

●被害者の心情について

京都家庭裁判所 4/23、6/25、7/23、8/27、9/24、10/22、11/26、12/17、1/28、2/2、2/25

京都刑務所 4/20、7/30、10/28、11/20、1/8

京都拘置所 5/28、6/10、6/25、7/23、8/27、9/8、10/1、10/21、10/29、11/26、12/8、12/9、12/10、1/13、1/14、2/12

浪速少年院 7/30

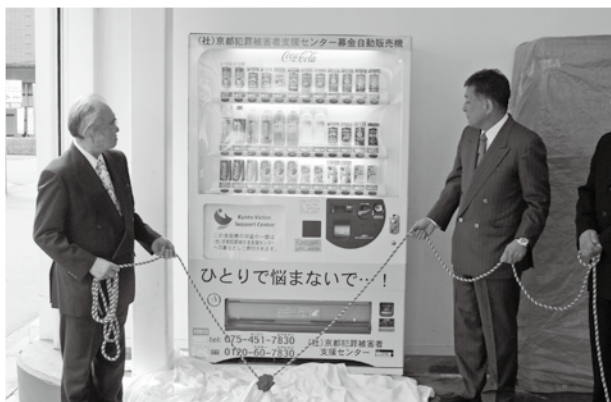
●その他支援活動について等

家庭裁判所・法務省保護局・警察官・検察庁の各研修、静岡・岡山・秋田・奈良・和歌山・富山の各センター研修、ロータリークラブ、ソロプチミスト、東山、綴喜の各犯罪被害者支援連絡協議会、SKY大学等

自動販売機設置

3月29日10時より近鉄小倉駅西口、ワールドタクシー駐車場にて京都犯罪被害者支援センター支援のための自動販売機第1号機除幕式を行いました。

かねてより当センターに多大のご支援をいただいております藤田産業様のご好意により同社が経営されるタクシー駐車場に場所を提供していただきました。そこでの売り上げの一部が当センターに寄付されることになっています。自販機は、コカ・コーラウエスト社



により、当センター支援のデコレーションが施されたものです。

今後も様々なオプションを追加することができ、地域への当センターの強力なPRの手段となります。

是非、皆様、場所をご提供いただける方、その他自動販売機についてのお問い合わせをお待ちしています。

海外からのお客様

平成22年2月5日、国連アジア極東犯罪防止研修所（通称アジ研）より、第144回国際高官セミナー参加者25名が訪問された。バングラディシュ、ブラジル、グアテマラ、インドネシア、ナイジェリア、パキスタン、パレスチナ、パプアニューギニア、ペルー、フィリピン、バヌアツ、ベトナム、イエメンからで、日本からは、検事、判事等々が来られた。当センターの川本理事より、センターの概要、支援についての説明がされ、事務局、電話相談室の見学および質疑応答があり、最後は大谷理事長の挨拶を持って終了した。ボランティアのお手伝いもあり滞りなくお見送りできた。

12期生を迎えて ～事前研修～

平成21年12月5日より開講し計13回の講義を平成22年1月16日に終えました。その後、正会員として当センターで研修を継続するかどうか等面接で互いに意思確認し、10名の方を12期生としてお迎えすることになりました。

今回は、すでに他でのボランティアを経験している方や外国籍の方々等、多彩な顔ぶれです。これから約1年の研修後どのように当センターに新しい風を入れてくださるのか期待しています。

センターの活動を支援して下さる皆様に心より感謝申し上げます

会費及びご寄付を頂戴した方々を謹んでご報告申し上げます。センターの活動をご支援くださいまして誠にありがとうございます。尚、誤字、記載もれ等がありましたら、お手数ですが事務局までご一報いただきますようお願いいたします。また、お名前の記載を望まれない方は、お申し出ください。

平成21年度寄付者 <平成21年11月1日～平成22年3月31日>

（順不同・敬称略）

国際ソロプチミスト大阪一北
匿名希望

下鴨警察署

高橋博明（千々岩様よりご紹介）

宮井久美子

平成21年度分会費納入者 <平成21年11月1日～平成22年3月31日>

【正会員】

個人 14名

【賛助会員】 個人 6名

平成22年度分

【正会員】 個人 4名

【賛助会員】 個人 1名



宇治市に条例

平成22年4月1日、京都府宇治市において、犯罪被害者等支援条例が施行されました。3月30日、宇治市議会にて全会一致で条例案が可決され3月31日に公布されたものです。

去る12月、1月に3回の検討委員会が開催され、当センター奥村副理事長が座長を務めました。また、当センター事務局長も委員として参加しました。

国において平成17年4月に犯罪被害者等基本法が施行されましたが、この条例は、犯罪被害者等及びその支援に携わる者の具体的な施策として求められたも

ので、宇治市における犯罪被害者等が受けた被害の回復及び軽減を図り平穏な生活を営むことのできるようになるまで、適切に途切れることなく支援が行われることを目的としています。

具体的には、窓口を総務課として、①相談及び情報の提供 ②見舞金の支給 ③住居の提供 ④教育活動の実施 ⑤広報及び啓発 ⑥二次的な被害の防止、を目指し、市の責務として位置づけられています。

国の施策としての犯罪被害者等基本法を実際に運用し、被害の回復を図るためには、各自治体における条例の設置が、今、最も求められます。

事務局日誌

11月		12月	1月
11月4日	面接相談、第7回運営委員会	12月9日	1月21日
11月5日	家庭裁判所に付添	12月10日	1月22日
11月7日	11期生研修会	12月11日	1月23日
11月12日	傍聴付添	12月12日	1月26日
11月14日	JICA訪問、ホームページ更新	12月15日	1月28日
11月15日	世界道路交通犠牲者の日の集い	12月16日	1月29日
11月16日	京都市域女性への暴力に関する会議	12月17日	1月30日
11月17日	期日外尋問付添、大阪高等裁判所傍聴付添	12月18日	2月
11月18日	面接相談	12月19日	2月2日
11月19日	代理傍聴、法律相談付添、警察相談室付添	12月21日	2月3日
11月20日	京都刑務所にて講話	12月24日	2月5日
11月21日	犯罪被害者等を支える府民の集い	12月25日	2月6日
11月24日	警察の研修会講師	1月	2月8日
11月25日	裁判傍聴	1月7日	2月10日
11月26日	家庭裁判所にて講話、京都拘置所にて講話	1月8日	2月12日
12月		1月9日	2月13日
12月2日	傍聴付添、相楽犯罪被害者連絡協議会にて講演	1月13日	2月15日
12月3日	面接相談2件	1月14日	2月16日
12月4日	法律相談付添、女性協会会議	1月15日	2月19日
12月5日	面接相談、カウンセリング、事前研修会①②	1月16日	2月20日
12月7日	代理傍聴(宮津支部)	1月20日	2月21日
12月8日	京都拘置所にて講話、綴喜犯		2月23日
			2月25日
			2月27日
			2月28日

◇ 震えるような寒さの中で、ゆったりと、可憐な桜が例年どおり姿を現しました。多少の気温や条件の変化に揺るがず、いつもどおりに華麗に咲く花を眺めると、その姿勢に襟を正します。

当センター支援のための清涼飲料水の自動販売機設置が大きくテレビ、新聞で報道されました。また、京都府宇治市における、犯罪被害者条例も議会で可決されました。やがて他都市にも広がる先駆けとなることでしょう。

少しずつですが着実に変化の兆しが見えてきました。

お願い

住所変更された方は、お手数ですが事務局までご一報下さいようお願い致します。

ホームページもご覧ください

<http://web.kyoto-inet.or.jp/org/kvsc7830/>

発行所 社団法人京都犯罪被害者支援センター
事務局 TEL & FAX 075-415-3008
E-mail kvsc7830@mbox.kyoto-inet.or.jp